

るものであつて、本願考案において穿設されパンチ孔は、その目的からみても、指の理
触覚によつて識別されるところで、穿設の大きさを、その耐用期間が低下するにすぎない。したがつて、本願考案の改良
特にならぬところ、紙幣として全用するにすぎない。したがつて、本願考案の改良
下、すなわち、紙幣の耐用期間が低下するにすぎない。したがつて、本願考案の改良
ことはなく、単に耐用期間が低下するにすぎない。したがつて、本願考案の改良
実施は可能であり、右耐用期間の低下は、例え、紙幣の紙質ないしは行政的
更あるいは新旧紙幣の交換サイクルを早める等の技術的又行政的手段によ
ないし改善することができ、その利益面だけを捉えて、通貨行政に對して
ないのであるから、右の技術的、経済上の追加的負担をもち、また、前記②
た重大な不利益を伴うとか考へるのはいささか尋常ではない。また、前記②
関していへば、本件審決は、「なにも紙幣にパンチ孔を穿設しなれば盲人に
て識別が困難であるとか、パンチ孔を穿設したからといつて直ちに識別が
る、といつたものでもないと考えられる。」と、本願考案の効果（目的）につ
疑的に述べているが、紙幣に識別用のパンチ孔が穿設されれば、盲人のた
それだけ利便が増大し、効果があることは何人にも明らかである。特に、
る紙幣の紙質又はサイズが共通化された暁には、あるいはその統一化のた
本願考案のような識別マークが不可欠となることは多言を要しないのであ
件審決の右の認定判断部分は、紙幣には盲人のための識別マークなど不
いう識別マーク不要論が述べられているにすぎない。なお、付言するに、
年一月一日より発行された新紙幣には、その裏面に紙質を薄くすること
点字の凹凸マークが形成されているが、これは新紙幣の縦の長さをもつ
ルと統一した関係で、盲人の紙幣識別の便宜のために付されたものである。
本件審決は、偽造通貨と真貨との誤認の危険性について言及しているが、
対して、パンチ孔の存在自体が特別に誤認の危険性を増大させるわけは
告は、紙幣の耐久性の低下という点に関して、二年もつものが一年半程
るようなものではなく、もつと大幅に低下するとみるのが妥当と考へる
が、その程度はせいぜい一割程度とみるのが妥当であつて、被告の右主
に反するものである。また、被告は、本願考案の明細書のどこをみても、
低下という欠陥を防止するための有効な技術的手段が開示されていない
そのことを、本願考案が社会通念上技術的価値を欠き産業上利用可能
に帰することの理由として述べているが、そうした理由は、本件審決の
にも記載されていないばかりか、特許庁における審査及び審判におい
とされたことのない事項であつて、出願人である原告は、これに對して
る機会を与えられていないのであるから、このような事項を審決取消訴
張することは許されるべきでない。

2 公序違反について

本願考案は、紙幣に関する考案である。本願考案に係る構造の紙幣を發行できる
者、すなわち、本願考案を実施できる者は国だけであることは当然の事である
ところ、原告は、社会福祉の観点に立つて、国が本願考案の構造をもつた紙
幣を採用することを願つて、本願考案を出願したのであつて、原告若しくは
係者等が現に流通している紙幣にパンチ孔を穿設しようとするものではない。実
が法律上制限されている場合にも、発明の特許性（考案の登録性）が失われ
でないことは、パリ条約の規定（第四条の四）をもち出すまでもなく明らか
（考案の実施が不可能であることは公序違反にならない）。本件審決は、本願
案が公の秩序を害するおそれがあるとする理由として、①本願考案は、刑法上
行為となる、あるいは少なくともそのおそれがある行為とならざる以外は、
ほとんど不可能であること、②本願考案は、私人による右のような違法
のかすことにもなりかねないこと、③現実の紙幣について本願考案の効果
ようとしても、それが直ちに違法行為につながることを等しい事実を挙げ
本願考案は、紙幣に係る考案であつて、偽造紙幣に係る考案ではないのであ
右①にいう刑法違反となる以外に実施できないとの理由は失当であり、また、
効果の確認が違法行為につながるという点についても、技術的事項の確認
何も現実の紙幣を用いなくてもできることを考へ合わせれば、この理由も
い。そして、②の点についていへば、本願考案の構成が違法（犯罪）行為
かすとか、そのかさないといふことは、本願考案の技術的性質とはいさ

係もないことであるばかりか、実用新案法第四条は、考案がその考案本来の目的に使用されたとき公の秩序を害するおそれがある場合を規定しているものである。ついで、本来的目的以外に不当に使用され、その結果、公の秩序を害するおそれがある場合及びその製造装置に関する考案は、常に通貨の偽造をそのかすることとなつて、これら刀剣銃砲類等に関する考案は、暴力行為をそのかすこととなつて、これらに関する考案はことごとく、右規定に該当するといふ不当なる結果を生ずることとなつて、これらに関する考案はことごとく、右②の理由も失当である。被告は、本願考案は、技術的価値がなく、現実的意味をもつて実施できる可能性がないから、犯罪行為をいそそのかす以外に意味がなく、それゆえに、必然的に公序違反とならざるを得ないので、右主張には論理のほほはだしい飛躍があり、到底理解できぬものである。また、被告は、パリ条約第四条の四の規定に於て、同規定は生産物の製造が国内法令で制限されている場合については規定しておらず、のみにならず通貨の偽造等に関する法規定の遵守は、国にとつて基本的かつ、最大限に尊重されなければならないから、このようないかなる重大な要請に基づき公序違反として本願考案を拒絶しても右条約規定違反にならない旨主張しており、確かに、パリ条約第四条の四の規定は、条文の文言上生産物の製造が国内法令で制限されている場合については言及していない。しかしながら、このようないかなる場合を包含することは条理由上当然であつて、パリ条約全体の趣旨並びに右規定の趣旨からこれを除外する理由は全くない。また、通貨の偽造等に関する法規定は、国にとつて基本的かつ、最大限に尊重されなければならないことに異存があるはずはないが、だからといって、通貨に関する考案は、これを国が独占すべきもので、一般私人がこれをあえて行えば犯罪行為となるという考えで、当該考案を拒絶することは、明らかに不当で、まさしくパリ条約のこの規定が禁止しているところである。このようないかなる国内法令上の制限は、考案の質、すなわち、その技術的価値にいささかの影響を与えるものではない。

第三 被告の答弁

被告指定代理人は、請求の原因に対する答弁として、次のとおり述べた。

- 一 請求の原因一ないし三の事実は認める。同四の主張は争う。
- 二 本件審決の認定判断は正当であつて、原告が主張するような違法の点はない。

1 産業上の利用可能性について

紙幣にパンチ孔を穿設すれば、耐久性の低下を招くことは原告も認めて争わないところであるが、紙幣が日常生活において頻りに人の手に触れて用いられるものであることを考えると、パンチ孔の存在により流通中に加速度的に破損され、ちぎれやすくなる等、重大な耐久性の低下をもたらすことは、否定し難いところであり、穴あき紙幣の耐久性の低下を数値でもつて表現することは、そのパンチ孔の大きさ、数、位置等の条件が具体的でないこともあつて困難であるが、一般論としていへば、一、二度使えばすぐ破れてしまうようなことはないとしても、二年もつものが一年半程度に低下するようなものではなく、もつと大幅に低下するとみるのが妥当である。ところで、紙幣の耐久性は偽造防止と並んで紙幣にとつて最も要請される重要点であることはいふまでもないところ、本願考案のように、例えば、星形や多角形のパンチ孔（パンチ孔も、あまり小さいと原告のいう盲人に対する識別機能すらもなくなつてしまうこととなるから、ある程度以上の大きさが当然に必要なことと考えられる。）を数個も穿設すれば、日常生活において頻りに人の手に触れて使用される紙幣として、強度が低下し、その流通中に加速度的に破損され、ちぎれやすくなる等、大幅な耐久性の低下をもたらすことは、当業者はもとより一般常識人にとつても明らかであつて、これは、紙幣としてみれば、技術上重大で本質的な欠陥であるといわざるを得ない。幅方向に二つ折り又は長手方向に四つ折りした折目を避けてパンチ孔を穿設するということそれ自体が既に、パンチ孔の存在のために折目からちぎれ易くなる等の重大な危険のあることを原告自らも認めていることを意味するものといえる。紙幣というものは、一国の社会生活、経済生活の基盤をなすものであつてみれば、このような欠陥は、到底別途配慮すれば足りるといつた性質のものではなく、本願考案の実施を不可能にさせるほどに重大なものである。本願考案の願書添付の明細書や図面のどこをみても、右欠陥防止のための有効な技術的手段は開示されておらず、その開示のないこと、が、欠陥の防止が簡単にできるものでないことを窺わせているといえる。ちなみに、昭和五九年一月から発行されている、すかし技法を採り入れた盲人用識別マーク入りの紙幣も、破れやすくなる等の欠点を考慮する必要があるために、マーク

しているのであり、その生産物の製造又は特許されたり方法自体の使用が同様に制限を受ける場合については規定していない。そればかりでなく、通貨の偽造及び変造並びに偽造、変造通貨の行使を禁止している刑法第一四八条及第一四九条は、行政上の便宜に基づく単なる制約的法規定ではなく、現在の社会生活、経済活動の基礎を混乱、動揺させ、ひいては国の存立を危険ならしめる行為を禁ずる法規定であり、その遵守は、国にとつて基本的、かつ、最大限に尊重されなければならないところである。このような国の重大な要請に基つき、本願考案を公の秩序を害するおそれがあるものとして實用新案法第四条の規定により拒絶することは、何らパリ条約第四条の四に規定する国際義務に違反するものではない。また、原告は、實用新案法第四条は、考案がその考案本来の目的に使用されたときに公の秩序を害するおそれがある場合を規定しているものであるつて、本来の目的以外に不当に使用され、その結果、公の秩序を害するおそれがある場合などは包含されないとしたうえで、この種紙幣を含む通貨及びその製造装置に関する考案は、常に通貨の偽造をそのかすことになり、また、銃器等に関する考案は、暴力行為をそのかすこととなつて、これらの考案はことごとく、右規定に該当するといふ不当な結果を生ずることになつてしまふ旨主張するが、技術的価値を欠き、現実的意味をもつて実施できる可能性のない本願考案に係る穴あき紙幣と、技術的価値があり、現実にも十分に実施可能性のある銃器や兵器の考案とは、明らかに異なる。前者にあつては、犯罪行為を教唆すること以外に意味がなく、それゆえに必然的に公序違反とならざるを得ないのに対し、後者にあつては、適法に実施できる可能性が十分に存在するのであつて、原告の主張は失当である。

第四 証拠関係 (省略)

理 由

(争いのない事実)

一 本件に関する特許庁における手続の経緯、本願考案の要旨及び本件審決理由の要点が原告主張のとおりであることは、当事者間に争いがないところである。

(本件審決を取り消すべき事由の有無について)

二 本件審決は、實用新案法第三条第一項柱書き及び第四条の解釈を誤り、その結果、本願考案は實用新案法第三条第一項柱書きにいう産業上利用することができず、かつ、實用新案法第四条に規定する公の秩序を害するおそれがあるから、實用新案登録を受けられない旨の誤つた結論を導いたものであり、この点において、違法として取り消されるべきである。すなわち、

1 産業上の利用可能性について

前記当事者間に争いのない本願考案の要旨並びに成立に争いのない甲第三号証(本願考案の願書並びに添付の明細書及び図面)及び第四号証(昭和七年一月八日付手続補正書)を総合すれば、本願考案は、紙幣の構造に関する考案であつて、盲人でも容易に、かつ、正確に紙幣を識別することができるようにすると同時に、各金額で異なる紙幣のサイズ、紙質等の統一化を可能にすることを目的とし、他方、破損防止という点も考慮したうえ、前記本願考案の要旨(本願考案の實用新案登録請求の範囲の記載と同じ。)のとおり構成を採用したもので、任意形状のパンチ孔を幅方向に二つ折り又は長手方向に四つ折りした折り目を避けて穿設する構成を採ることにより破損防止に資するとともに、盲人でもその触覚により容易に、かつ、正確に紙幣を識別することができる等の所期の効果を奏し得るものと認められる。ところで、紙質を同一のものとする限り、パンチ孔を穿設した紙幣は、パンチ孔を穿設していない紙幣に比べて、耐久性という点で劣るという欠点を伴うであろうことは容易に予測し得るところであるが(この点は、原告も明らかに争わないところである。)、本願考案が、パンチ孔を穿設することにより、前記認定のとおり作用効果を奏する紙幣を提供することとその技術的課題とし、これを達成したものである以上、それなりに考案として意義があるものといふべきであつて、本願考案に、耐久性の低下という欠点があるとしても、右の欠点が本願考案の実施を不可能にさせるほど重大である場合は別として、そうでない場合には、産業上利用することができる考案であることとを否定することはできないものと解すべきである。そこで、この点について検討するに、被告も「穴あき紙幣の耐久性の低下を数値でもつて表現することは、そのパンチ孔の大きさ、数、位置等の条件が具体的でないこともあつて困難であるが、」と主張していることからも明らか

来の目的が公の秩序を害するおそれがあつて、したがつてその目的にそう実施が必然的に公の秩序を害するおそれがある考案をいふものと解すべきところ、前認定の本願考案の目的及び考案の内容に徴すると、本願考案が叙上の観点から、公の秩序を害するものといふ得ないことは明らかである。被告は、本願考案に係る紙幣は、本願考案の明細書及び図面に記載された技術によつては、現実的意味をもつて実施できる可能性は事実上ないのであるから、常識をもつて判断すれば、現在の社会生活、経済活動の基礎をなす通貨として、国がそのような紙幣を採用することの可能性は考えられず、また、一般私人がこのような紙幣の考案を適法に実施することができないこともいうまでもないところ、このような事情のもとにある本願考案にもし残された意味があるとするれば、それは、一般私人が行えば違法となる真貨である紙幣にパンチ孔を穿設するという行為、すなわち、犯罪行為をそのかすこと以外に有り得ない旨主張するが、実施不能であることと公序違反となることは直接結びつきものでないばかりか、本願考案は、前認定説示のとおり産業上利用できる考案といふべきであるから、本願考案が国によつて実施される可能性が将来において全くないとはいふ難いし、仮に、本願考案がヒントになつて、パンチ孔の穿設していない紙幣に孔を穿つ者がいるとしても、そのことと本願考案が公序に反するか否かは全く別問題であつて、被告の右主張は、採用するに由ない。

そうであるとすれば、本願考案は、産業上利用することができる考案であつて、かつ、公序に反するものではなく、したがつて、本願考案をもつて産業上利用することができず、かつ、公序に反するとした本件審決の認定判断は、実用新案法第三条一項柱書き及び同法第四条の解釈適用を誤つた違法があるものといふべく、本件審決は取消しを免れない。

(結語)

三 以上のとおりであるから、その主張の点に判断を誤つた違法があることを理由に、本件審決の取消しを求める原告の本訴請求は、理由があるものといふことができる。よつて、これを認容することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法第七条及び民事訴訟法第八九条の規定を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 武居二郎 高山農 川島貴志郎)

別紙

<12654-001>